

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 1 月 25 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 恵子

瀬戸市教育委員会規則第 2 号

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和 61 年瀬戸市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「教育機関」とは、<u>瀬戸市立学校設置条例</u>（昭和 39 年瀬戸市条例第 15 号）に規定する学校、<u>瀬戸市立図書館条例</u>（昭和 45 年瀬戸市条例第 19 号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）、<u>瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例</u>（昭和 37 年瀬戸市条例第 4 号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）、<u>瀬戸市立視聴覚ライブラリー設置条例</u>（昭和 49 年瀬戸市条例第 23 号）に規定する瀬戸市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「教育機関」とは、<u>瀬戸市市立学校設置条例</u>（昭和 39 年瀬戸市条例第 15 号）に規定する学校、<u>瀬戸市立図書館条例</u>（昭和 45 年瀬戸市条例第 19 号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）、<u>瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例</u>（昭和 37 年瀬戸市条例第 4 号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）、<u>瀬戸市立視聴覚ライブラリー設置条例</u>（昭和 49 年瀬戸市条例第 23 号）に規定する瀬戸市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。